

平成30年第4回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

平成30年12月5日（水） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外3名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	4番	呷清悦君		5番	岡村茂雄君
	6番	附田俊仁君		7番	佐々木寿夫君
	8番	瀬川左一君		9番	盛田恵津子君
	10番	田嶋弘一君		11番	松本祐一君
	12番	田島政義君		13番	中村正彦君
	14番	白石洋君			

○欠席議員（1名）

3番 澤田公勇君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	附田敬吾君	町民課長	天間孝栄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君

教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	八 幡 博 光 君
生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	高 田 博 範 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	天 間 孝 栄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 子 保 幸 君	事 務 局 次 長	中 村 孝 司 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（7名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 国民健康保険税・介護保険料について	(1) 国民健康保険税、介護保険料を引き下げる考えはないか。
			(2) 国民健康保険税で、18歳未満の子ども均等割保険料を引き下げる考えはないか。
		2. 子どもの貧困対策について	(1) 町の子ども貧困対策計画をつくる考えはないか。
			(2) 就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給時期を早める考えはないか。
			(3) スクールソーシャルワーカーの配置はどうか。
		3. 灯油助成事業について	(1) 灯油助成事業を行う考えはないか。
		4. 除雪支援事業について	(1) 除雪支援事業を行う考えはないか。
2	盛田 恵津子君 (一問一答式)	1. 教育環境整備について	(1) 町費負担の臨時教員採用による小・中学生の学力向上の成果があるか。
			(2) いじめの早期発見と指導、問題行動の適切な指導がはかられているか。
			(3) 小・中学校の統廃合や児童生徒減少等で今後の取り組みと方向性をどう考えているか。
		2. 小型無人機（ドローン）の利活用について	(1) 災害時の被害状況の把握や情報確認のため、ドローンの導入を考えているか。
			(2) 使い方は多様にあり、農業分野、観光案内に動画でPRし、全国発信できると思うが、計画はあるか。
			(3) 防災、災害時において、協力機関への依頼や協定を結んでいるか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
3	瀬川 左一 君 (一問一答式)	1. 天間東小学校など閉校後の校舎等の利用について	(1) 来年3月閉校となる天間東小学校について、近隣にある史跡二ツ森貝塚の資料館として活用されると思うが、グラウンドなどについては農業体験施設への利用等が考えられる。町の考えは。
			(2) 天間東小学校以外の閉校した校舎について、国体へ向けた宿泊可能なスポーツ施設として利用することはできないか。
		2. 空き家対策について	(1) 人口減少により、空き家が目立つようになってきている。町ではどの程度空き家の状況を把握しているか。
			(2) 町には新しいアパートが少なく、住みたくても住めない人が大勢いる。空き家を活用することはできないか。
		3. 空き家対策プロジェクトチームについて	(1) 上記1、2を総括する空き家施策・空き家の活用を総合的に考えるプロジェクトチームを立ち上げる必要があると思うが、町の考えは。
4	岡村 茂雄 君 (一問一答式)	1. 学校でのいじめ対策について	(1) 学校でのいじめ件数が増加したことが報道されているが、当町ではどのような行為が増えたか。
			(2) 学校と教育委員会にいじめ対策の組織があるが、その構成員と活動している内容は。
			(3) いじめが重大事態に至らないためにも、専門的な活動者や地域等、校外活動との連携が重要だと思うが、その対策はどうなっているか。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

したがって、平成30年第4回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより、12月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、7番議員佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） おはようございます。

私は、今の定例会で、町民が安心して暮らし、住んでよかったと思える町にするために、町民の暮らしの問題を取り上げます。

まず最初は、国保税と介護保険料についてです。

国保税は高いという声が聞かれます。その上、ことしは4月から国保税、介護保険料と、それぞれ1万円近い引き上げとなりました。年金収入しかない高齢者にとって、大変厳しい事態です。高齢者の方からは、お金に羽根が生えているように、片っ端から飛んでいくという声も聞こえます。

また、家族の多い国保世帯の国保税は、均等割があるので大変です。

このような事態に至っている原因は、もちろん国の政策にあるわけですが、協会けんぽと違い、国保には事業主負担がなく、そのため、国庫負担で国保制度を支えてきました。

しかし、1984年の法改正で、国庫負担率を下げ、その後も抑制し続けてきました。

国の社会保障費を減らしている政策の転換を求めながらも、町として町民の生活をしっかりと支える必要があります。

次に、子供の貧困対策についてです。

我が国の子供の総体的貧困率は高く、6人に1人の子供が該当すると言われていています。

ちなみに、我が町の要保護、準要保護対象の児童生徒は、合わせて百二十数名ということです。

国は子供の貧困対策の推進に関する法律をつくり、取り組んでいます。

私は、町の取り組みについて質問します。

次に、灯油助成事業について、そして、除雪援助事業について質問いたします。

以上で、壇上からの発言とし、引き続き質問者席で続けます。

では、続けます。

最初に、国民健康保険税についてですが、七戸町は国民健康保険で1人平均保険料10万6,606円です。これでは国保が高いと町民が言うのは当然です。夫婦と子供2人、いわゆる平均的な家族ですと、単純に計算すると40万円にもなります。青森県平均保険料は9万2,603円で、七戸町は約8,000円も高いこととなります。

この保険料は、国保以外の社会保障、例えば企業で働いている労働者などが加入している協会けんぽなどと比べても2倍ほどの高さです。その上、ことしは国保が県一本化となり、112%の引き上げとなりました。保険料を引き上げたのは5町村、引き下げたのは4町村です。

七戸町は、しかし、今までは納付率が高く、97.05%の納付率です。これは県内でもトップクラスの納付率です。しかし、それでも短期保険証は111世帯、資格証明書発行は27世帯となっています。保険証があっても病院代を払えないとか、病気になっても病院に行かない町民もいます。国保加入者も、以前は農業、自営業者が中心でしたが、今は高齢者が中心です。所得が低いのに保険料は他の保険に比べて一番高い。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども国庫負担の増額を政府に要望し続けています。

ところで、このような高過ぎる国民健康保険税、介護保険料、この国保税、介護保険料を引き下げる考えはないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、町長となっております。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

全国の国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は都道府県が各市町村の医療費の支払い状況等から算定した納付金を納めることとなっております。

当町の被保険者数は年々減少しているものの、1人当たりの医療費は年々増加し、平成31年度の納付金の仮算定では、医療費の伸びに合わせ、県への納付金が増額の試算となりますが、増額分については、税率を上げて増税するのではなく、国の激変緩和措置対策により、国の補助金が充てられる予定です。

そして、同様の激変緩和措置は、平成30年度においても当町は該当し、国庫補助金の対象となっております。

以上のように、本来は医療費の増加に伴い、国保税の増額も行わなければならない状況ですが、その激変緩和措置の対象となり、国庫補助金を受けている以上、町単独の考え方で保険税の引き下げを行うというのは大変困難な状況ということでもあります。

次に、介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという理念のもとに、国、県、町による公費と、被保険者が所得に応じて負担する保険料で運営される制度となります。

今年度から始まった第7期介護保険計画では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年、2025年を見据えた保険料としております。

仮に介護保険料を下げた場合には、今後の保険料を急激に上昇させる要因ともなります

ので、やっぱりこれらの引き下げは難しいものと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 国の激変緩和措置を受けている中で、町独自で保険料を引き下げるとするのは難しいという、そういうことはわかりましたが、例えば介護保険料などでも、町の一般会計からの繰り出しなど、財政調整基金などを使えばできるのではないかと考えていますが、その辺は平成37年度の介護保険料などを計算してやっているということとはわかりました。

次に移ります。

協会けんぽなど、保険料は収入に保険料率をかけて計算しますが、国保は所得割、資産割のほかに、家族の人数に応じてかかる均等割、世帯に定額でかかる平等割を計算します。国保を重くしている最大の原因は、この国保特有の均等割、平等割です。均等割は、子供から大人まで平等にかかります。子供から大人までの人数に応じて課税するのは、最も原始的で過酷な制度です。

そこで、まず伺います。七戸町の均等割保険料はどれぐらいか、平等割はどれぐらいか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 七戸町の医療分の均等割は1人2万6,000円、平等割は1世帯当たり2万9,000円、それから、後期支援分の均等割、1人8,000円、平等割は1世帯8,000円、介護納付金の均等割は1人9,000円、平等割は1世帯7,000円となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） そうすると、1人当たりの均等割は4万3,000円、平等割は4万4,000円ということで、国保の10万円の保険料のうち、均等割は4万円、平等割は4万4,000円、単純に計算すると、二つ合わせると8万円以上になっていく。非常にこれは高い均等割、平等割になっているわけです。

それで、これは子供から大人まで、4万3,000円というのは生まれてすぐの子供から大人までみんなかかる料金なわけですが、子育て支援を大事にし、力を入れている我が七戸町、子供の均等割保険料は高過ぎないか。

そこで質問します。18歳未満の子供の均等割保険料を引き下げる考えはないか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 均等割については、国民健康保険に加入している受益者それぞれに等しく負担していただく応益割として設定されており、18歳未満の子供を扶養している世帯の均等割を引き下げた場合、その財源確保のために、保険税を子育て世代以外に求めることになる。そのために、負担の公平性が損なわれることになります。

また、基準以下の所得の世帯にかかわる均等割や平等割については、7割、5割、または2割を軽減する制度も講じられているということから、一定の配慮がなされているもの

と考えております。

こういったことから、当町の国保財政の運営は厳しい状況にあり、18歳未満の子供を扶養する世帯の均等割の引き下げ分を18歳以上の被保険者で賄う、これは非常に難しいものと考えます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） この国保税、介護保険料の問題を提起しているのですが、町民の4分の1が加入している国民健康保険制度が、本当に加入者の健康を守るために、お金の心配がなく病院に通うことができる制度にするために、保険料の引き下げというのはぜひ行う必要があると考えています。

次に移ります。

子供の貧困対策についてです。

青森県は、青森県子どもの貧困対策推進計画をつくり、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援に取り組んでいます。

七戸町でも安心して子供を産み育てることができる町、結婚から出産、そして自立に至るまでの切れ目のない十分な支援を行うということを町でもやってきています。

この町の対策をさらに発展させ、町における子供の貧困の現状を、各関係機関と連携を密にしっかりと把握し、支援の必要な子供をしっかりと支援する必要があるのではないかと思います。

そこで、七戸町では、子供の貧困対策をつくる考えはないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 国では、平成25年に、子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定いたしました。これは子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進する、このことを目的とするものであります。

子供の貧困対策を推進し、支援を必要とする子供たちに支援を確実に届けるためには、教育、福祉分野を初め地域における多様な関係者、その連携、協力を得つつ、地域の実情に応じた効果的な施策、これが必要であると思っています。

町としてその計画をつくる考えはないかということですが、現在は青森県が平成28年3月に策定した青森県子どもの貧困対策推進計画、これを参考として、もろもろ実施しておりますので、町としての計画、これを策定するという点については、今の時点では考えておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 子供の貧困の状況というのをきちんとはとらえるために、要するに経済的な問題だけではなく、社会の生活の問題など、教育や福祉の分野の方々がしっかりと情報を交換して、子供の貧困の状況というのとはとらえていかなければならないと思

ます。今、町では計画がないというのは、この辺の状況のとらえ方が非常に不十分だという感じがいたします。

そういうことを述べながら、次に移りますが、新入学児童生徒学用品費の支給をことしから4月にしたということです。これは昨年の9月の定例会で取り上げて答弁していますが、周辺市町村では、十和田市が来年からはもう3月支給ということで、入学準備金、4月では入学を準備するには遅いわけで、これを何としても入学前の4月より前の3月とか2月に支給できるようにしたらどうかというふうに考えています。それで、七戸町でも努力して4月にしたのですが、私は、就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給時期を早める考えはないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、教育長となっております。

教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

平成30年7月に青森県教育庁学校教育課が就学援助制度について調査した中に、要保護及び準要保護児童生徒に対する学用品等の入学前支給の結果がありましたので、お知らせします。

準要保護児童に対して、学用品等の入学前支給をしている県内の状況であります。小学校は青森市、黒石市、外ヶ浜町、大鰐町、鶴田町、横浜町の2市4町です。中学校は、小学校で支給している市町に、八戸市、むつ市、平川市、平内町、階上町が加わり、5市6町となっております。また、小中いずれも現在支給を検討している、あるいは検討もしていない市町村が半々の状況となっております。

当教育委員会では、昨年、議員の御意見をいただき、事務改善を進めてまいりまして、本年から4月に支給しております。さらに支給時期を早めることについては、4月支給を実施したことによる事務の点検及び評価をするまで時間をいただきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 事務の点検、評価、そういうものをして、早急に結論を出して取り組んでいただきたいと思っております。

次に、児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のスクールソーシャルワーカーというのが非常に重要だと思っております。

そこで、スクールソーシャルワーカーの配置はどうなっているか、そして、活動の状況はどうなっているか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

スクールソーシャルワーカー、SSWの配置状況でございますが、七戸町は独自に平成28年度から1名配置しております。県が上北教育事務所管内に担当エリアを設け、配置している人数は、平成28年度は2名、平成29年度には4名となっております。

また、現在、県内で七戸町と同じく単独で配置しているところは、八戸市、三沢市、階上町の2市1町でございます。

次に、活動状況でございますが、平成29年度に支援の対象となった児童生徒数の延べ人数は、小学校が89人、中学校が38人で、合計127人でした。

主な支援の内容は、不登校、家庭教育に関するもので、児童生徒のために、家庭、学校、関係機関をつなぎ、連携した活動をしており、対応した延べ件数は1,595件でした。前年と比較しますと、対象児童生徒の延べ人数は9人減少しておりますが、対応した延べ件数は763件増加となっております。これは、町スクールソーシャルワーカーの活動が徐々に認知され、需要が高まってきていること、また、個々のケースに手厚く対応できていることによるものと評価しております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町独自でスクールソーシャルワーカーを配置しているというのは、非常にこれは大切なことで、今、相談の数も非常に多いし、効果も上がっているという感じがいたします。ぜひスクールソーシャルワーカーの配置というのは、これからも町独自の配置というのを続けてほしいと思っています。

それから、県のほうでも2名配置してやっているわけで、この体制はぜひとも続けていくべきだと考えています。

以上で、子供の貧困対策については終わります。

次に、灯油助成事業についてです。

冬期間の暖房は、当地域においては欠かせないもので、灯油はそのために絶対に必要です。

昨今、灯油価格が変動し、今は1リッター96円と、昨年よりも大幅に上がりました。冬期間の生活に影響を及ぼす低所得世帯において、経済的負担を軽減するため、高齢者や障害者世帯、児童扶養手当受給者、生活保護世帯などを対象に、灯油購入に係る費用の一部を助成する必要があるのではないかと考えています。

我が町でも、以前、これは実施し、町民から歓迎されてきました。昨年、一昨年と、北海道、秋田県、岩手県でも実施されています。

そこで、我が町でも、この灯油助成事業を行う考えはないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、町長となっております。

町長。

○町長（小又 勉君） 議員御指摘のとおり、世界情勢の変化によって、原油の価格が乱高下しており、住民生活に影響を及ぼしているのは確かであると思います。

こういった社会情勢から、厳寒期を迎える町民にとっては、灯油が高騰すると家計をさらに圧迫するものであり、高齢者、障害のある方、ひとり親等、低所得者世帯の経済的負担の軽減が課題となってまいります。

御承知のように、国は平成19年度、特別交付金で、高齢者、障害者、ひとり親の低所

得者世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成し、負担軽減を図ったことがあります。今後の助成については、国及び県の財政措置、財政支援、これがいまだ定まっていない、上がったたり下がったりで、そういう状況から、これからの動向を見守りながら対応してまいりたいと。

ちなみに、平成19年は百数十円まで高騰したと、そういうときでありましたから、当然だろうと思いますが、今後もその状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 灯油の価格の動きや、国、県の動きを見て、素早くこれは対応すべきではないかと思っています。

次に、除雪援助事業についてです。

除雪後の置き雪が大変町民にとって問題となっています。ブルドーザーが来た後、かえって家の前に雪が残っている。家の前に来た場合、除雪するには、盛り上がらないようにしてほしい。道路と家の入り口に除雪した後の雪が盛り上がって、毎年、重い雪を片づけないと車が出られないので困っています。何とか対策をお願いしますなど、たくさんの声が寄せられています。町でもシルバー人材センターや建設業協同組合では、屋根の除雪など、町でも取り組んでいます。あるいはほのぼの除雪活動もやっています。

青森市は、屋根の雪おろし費用の一部助成事業をやっている。盛岡市では、玄関から道路出入り口までの道路の確保を市職員で編成した除雪隊が福祉除雪として行っている。置き雪対策で除雪派遣サービス助成金を出しているところもある。

私は、高齢者のみの世帯や障害者世帯などに対して、除雪の人を配置できればそれはいいのですが、何らかの金銭的な援助が必要と考えています。

それで、除雪援助事業を行う考えはないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 除雪にかかわる支援については、平成25年度から、七戸町の除雪費用助成事業として、町に在住、在宅の高齢者や障害のある方のみの世帯を対象に、所得などのいわゆる要件を満たす場合には、対象額の2分の1を助成しました。平成28年度までの4年間で11件と、比較的利用実績が少なかったことから、この事業を平成28年度で終了としました。

今後についてですが、高齢者世帯などの状況を踏まえながら、この事業としてまた再び実施するのがよいのか、あるいはまた別の支援方法はないか、検討しております。何らかの助成措置、これは考えていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 平成25年から平成28年まで実施して、11件というのは少ないわけですが、これは多分、除雪費の援助費より申請の問題などが多分あるというふう to 考えます。

それで、今、町長が何らかの措置を考えたいということですので、何らかの措置を考え

ていただきたいということをお話しして、一般質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番議員佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第2号、9番議員盛田恵津子君は、一問一答方式による一般質問です。

盛田恵津子君の発言を許します。

○9番（盛田恵津子君） おはようございます。

きのうは気温が上がり、19度となって、本当にコートも要らないような季節外れの陽気になりました。きょうはまた10度以下になり、いよいよ冬到来、これからの冬の厳しさを迎える冬構えが必要かと思われまます。

私は、今回の一般質問で、教育環境の整備について伺います。

第2次七戸町長期総合計画の目的は、七戸町を魅力あふれるまちに創造すること、計画実現のため、基本方針を定め、これに基づくまちづくり計画を策定しています。

基本構想第2部第5章に、豊かな心と文化を育むまちづくり、教育・文化の充実をうたっております。そして、目指す方向は、生きる力を育む教育の実現と、地域の文化を未来に伝えるとあり、その1に、心を育む教育環境の整備とあり、計画を策定しています。

町長も公約で、子供の教育は最優先課題であると言っているとおおり、平成26年度から町負担の臨時教員を採用し、子供たちの安定した環境づくりをして、きめ細かな手厚い教育を実施していることは誇りに思うところであります。目が行き届き、落ちついた環境づくりをし、学力向上を目指すということでした。前教育長は、始めたからすぐに成果が出るものではないと言われましたが、早5年。今、どのように変わり、学力も向上してきているか、質問します。

2点目は、災害時における小型無人機の利活用について伺います。

9月25日に行われました中部上北防災訓練時にドローンの使用がありました。9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、道路の状況や河川、山崩れなどの把握にドローンが活用されたと聞いております。新しい機器がどんどん出てきており、活用して災害時に素早く対策がとれるように、我が町でも備える必要があるのではないかと思います。

壇上からは以上です。

まず、教育環境の整備についてですが、1として、町負担の教員を採用して、小中学生の学力は向上してきているか。公開はされていないのですが、実際的にその成果は上がっているのか。少人数クラスにして、生活指導や学習指導がきめ細かにでき、落ちついて学習ができると聞いておりますが、学力はどうなっているのか、お聞きします。教育長、お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、教育長となっております。

教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

町費負担臨時教員と学力向上の成果については、全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、一部の教科で全国平均を若干下回っているものの、全教科の合計では全国平均を上

回る結果となっております。

この要因としては、学校が教員一丸となり、教科指導に当たっている成果であるということはあるかもしれませんが、町費負担臨時教員を採用し、学校に配置したことにより、教科を指導する教員に時間的ゆとりが生まれ、よりきめ細かく指導に当たることができた成果であると考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） まず、学力が向上してきているということは非常に喜ばしいこととであります。

町費負担教員を採用した一つの目的は、教員の煩雑な仕事の軽減ということが第一であり、それから、子供たちに細やかな目配りができるということ、そして落ちついた環境ができるということで、学力のほうに力が入ってきたという、その成果のあらわれだと思えます。生活指導をして、落ちついた教室であれば、学習意欲が起き、学力が上がるというのが本当に実証されたと思えます。

続きまして、2番、いじめの早期発見と指導、問題行動の適切な対応がとられているかお聞きします。

いじめの状況を把握しているか。各学校からの報告はなされていると思うが、早目にキャッチし、深刻な事態にならないように、見逃さないようにしなければならないが、対策は十分とっているか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

各校では、定期的にいじめに関するアンケートを実施し、いじめを受けた生徒ばかりでなく、いじめを発見した生徒から情報も得ることにより、詳細に把握しております。また、アンケート以外にも、日常的に生徒に対し情報をもらえるよう指導しており、早期にいじめを把握する体制をとっております。

各校では、いじめを認知した場合、事案に対して迅速に行動を起こして指導に当たるとともに、町に対して報告書を提出してもらい、状況把握をすることとしております。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） いろいろな対策をとっているようであります。学校からも順次、細かいことでもすぐに報告が上がっているということで、件数から見れば非常にふえている。ふえているということは、細かなことまでも報告されているというあらわれかと思えます。いじめがふえたということよりは、素早く見逃さずになってきたということだと思えます。

このことで、支援を必要とする児童生徒のサポートは適切であるか。つまり、いじめられる子供は、どちらかといいますと問題行動のある児童が多いかと思えますが、その子供のサポートは適切であるか、保護者のちょっと不満が聞こえてきているようですが、学校の対応を十分に理解してもらっているのか、話し合いを十分なされているか、そのとこ

ろがちょっと学校と保護者とのコミュニケーションがうまくとれているのかどうか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

支援を必要とする児童生徒への対応として、町では、特別支援教育支援員、学校生活相談員、スクールソーシャルワーカーを採用し、学校及び児童生徒、保護者をサポートしています。

特別支援教育支援員は、各校に配置し、授業における学習の補助、あるいは学校で生活する上でのサポートをしております。

学校生活相談員は、同じく各学校に配置し、学校生活の中での問題や悩み、不安を取り除くための環境づくりを役目としており、生徒からのアンケートで、不安や悩み、学校生活環境の不備等を調査し、面談をしながら、生徒を取り巻く生活環境の改善を図っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、家庭環境に問題を抱える子供に対処することを役目としており、家庭、学校、関係機関をつなぎ、連携しながら、家庭環境の改善、子供の教育環境の改善を図っています。

したがいまして、当町における支援を必要とする児童生徒の教育環境、あるいはサポートする体制は整っているものと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 支援を必要とする児童生徒に対しての対応は十分わかりました。特別支援教育支援員、学校相談員、スクールソーシャルワーカーが適正に配置されている。先ほどのソーシャルワーカーについては十分お聞きしましたが、件数が随分多いのには驚きました。しかし、それだけ細やかに見ているということかとも思います。それから、特別支援教育支援員も、教室における教育と生活をサポートしているということです。学校支援相談員は個々の悩みとかを聞いてあげているということです。

このような充実した体制をとっていながらも、なおかつまだ不満に思う保護者もおりますので、十分な対応をして、また、正直に申し上げますと、保護者のほうにも相談に乗ってあげられるような体制をとっていただきたい。というのは、やはり保護者でも十分理解できない面もありますので、スクールソーシャルワーカーだけでなく、学校の担任、校長先生も一緒に交えて、保護者と一緒にもっと深く話し合いをしていただきたいと思います。

また、この特別支援教育支援員、学校相談員、スクールソーシャルワーカーも、もちろん学校と連携をして、情報交換はしております。

それでは、3番目になりますが、小中学校の統廃合や児童生徒数減少で、今後の取り組みと方向性をどう考えているのか、伺います。

我が町の子供に対して、本当に手厚い教育支援をして、生きる力を育むことが大事と考

えているので、この町負担教員採用は継続すべきだと思いますが、その方向性を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

学校の学級数及び教職員数は、法律に基づき配置されています。それとは別に、町単独で町費負担臨時教員を採用し、学級担任や授業など、指導に当たっております。町費負担臨時教員が加わることにより、学校の組織力が強化され、教育力が向上し、生徒個々の学力向上につながっているものと考えております。

学級数と教職員定数は国の標準によって決まっていますので、小中学校の統廃合や児童生徒数により変動しますが、町費負担臨時教員の配置は、ゆとりある、きめの細かい指導を実現するために必要であることから、今後も継続していきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 私は、学級数が少なくなることによって、町費負担の教員が廃止される、または減少されるのではないかと危惧しておりましたが、継続していくというお言葉をいただきまして、ぜひともそういうふうになっていってほしいと思います。児童生徒が減少になりますけれども、本当にこれからも学力向上に手厚く指導していただきたいと思います。

それから、都会の子供も田舎の子供も、今はいろいろな情報で大差なくなって、瞬時に情報を共有できる時代であります。今後も教育環境の整備に十分力を入れていただきたいと願うところであります。

続きまして、2番の小型無人機（ドローン）についてです。

先ほど申し上げましたが、中部上北の防災訓練に参加して、日ごろの訓練の様子や、あらゆる災害を想定しての救助活動を見学することができました。また、北海道の地震の被害があったときも、ドローンが大変活躍したと聞いています。

また、八戸市民病院の今明秀院長の講演でも、スピードが命のカギを握るという強い信念を持ち、ドクターヘリやドクターカーを駆使しております。何よりも時間の早さが大事だと話しておりました、

災害時における状況の把握や情報確認のために、ドローンの購入を考えているか、町長にお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、町長となっております。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

大規模災害が発生した場合、このドローンは情報収集等の手段として非常に有効なものであると認識しておりますが、財政的な面などから、今後、町の建設業協同組合との連携を図っていくという方針でありまして、今のところ町独自でドローンを導入するということとは考えておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 9 番議員。

○9 番（盛田恵津子君） 今、全国的にいろいろドローンが活躍しておりますが、今の町長の答弁では、町では、大変高額なものであり、購入は考えていないということでありませ

す。
ドローンの使い方は多様にあり、農業分野では積算温度管理をしたり、生育状況把握や、林業ではマツクイムシ被害などの状況調査、また、野生の鳥獣被害対策、特に最近、出没するクマやニホンジカの追跡に利用できるのではないかと考えております。

また、観光案内に動画でPRし、全国に発信できると思うが、計画はありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、農業分野におけるドローンの活用、これはコスト削減、そして農作業の軽減、鳥獣被害対策等を目的に、近年、急速に普及してきております。

ドローンの農業への活用は、主に農薬等の散布、これが想定されますが、町では、水稻についてはラジヘリ作業受託協議会等、民間団体が作業受託しておりますし、鳥獣被害対策については、ことし9月、鳥獣被害対策実施隊を設置し、パトロールやクマなどの捕獲を強化しているところであります。

また、野菜について、野菜生産力向上対策事業費補助金を活用して、これはいわゆる農家に対しての助成、これをしながら導入を普及させていくということを考えており、町独自での導入というのは、現在は考えていないということです。

それから、次に、観光分野において、ドローンによって撮影した動画を使ってPRするという事は非常に有効な手段だと思いますし、迫力ある映像や魅力ある表現、これが可能となってくるといふことで、ただし、それを操作する人の技術、それから、相応のカメラが必要になります。したがって、観光PR動画は必要なときに、今のところ外部発注、これが望ましいものと考えております。

今年度、七戸町商工会青年部、この方々が観光地やイベントのPR動画を製作するという事にしております。天気によってかなり左右されるということではありますが、仕上がりがあいによっては大いに活用したいと思っております。

そして、これはそんなに高いものではないということでもありますから、それ相応の、やっぱり操作の技術なり、あるいはまた、用途がぐっと広がってくると思っております。したがって、今後は、やっぱりこの導入という方向で検討はしていくべきだと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 9 番議員。

○9 番（盛田恵津子君） 町長は、今後は導入も考えるようなこととおっしゃっていましたが、早くも、早くなるかもしれません。というのは、全国的に今、ドローンを使っている自治体もふえておりますし、あらゆる方面で使っております。また、2020年には空飛ぶ車の実現しそうでございまして、いろいろな機種が出てきて、我々が子供時代に考えたような空想の社会が、もう実現するのではないかと考えております。本当に時代は急速に進んでお

るというのを実感しております。これを本当に使ってまちづくりに生かせるのではないかなと思います。

また、観光のほうでは、本当に迫力ある映像で、また、魅力ある七戸町を紹介して、全国に発信していただきたい。それによってすぐ移住者が来るとは思いませんけれども、まずどんどん、毎回毎回七戸のよさをPRする必要があると思います。

3番に、防災にドローン活用している自治体がふえている。美瑛町は火山の情報収集、仙台では避難の呼びかけ、それから、ある消防本部では、河川での救命に利用を検討しています。

我が町の導入はまだであるが、防災、災害時において、協力機関へのドローンの依頼や協定を交わしているのか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町では、大規模災害時のドローンの活用について、先ほど申し上げたとおり、七戸町建設業協同組合と協定を締結しております。

それから、建設業協同組合以外にも、一般社団法人建設機械レンタル協会青森県支部や、市町村間の相互応援協定を初め、関係機関と物資や燃料及び医療活動等に関する協定を締結しております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 9番議員。

○9番（盛田恵津子君） 町独自ではまだ導入は考えていませんが、こういう建設業協同組合とかレンタル協会等と協定を結んでいるということは、大変心強いものであります。

まず、災害時に素早く状況を把握して、住民の安全性が守られなければなりません。将来的に各方面に装備されるかと思いますが、絶えずアンテナを高くして、新しい機器を駆使し、新しいまちづくりをすべきだと思います。これからも職員に対しても、また新しい機械の操作なりも習う必要があるのではないかと考えておりますが、いろいろなものを使ってまちづくりをしていただきたい、そう願ってやみません。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、9番議員盛田恵津子君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、8番議員瀬川左一君は、一問一答方式による一般質問です。

瀬川左一君の発言を許します。

○8番（瀬川左一君） 皆さん、こんにちは。

今年も早いもので1カ月を切ってしまいました。

町の第1産業である農業であります。減反政策も廃止され、心配された価格も崩れず、また、全ての作物におかれましても、天候もよく、作柄も順調であったと思います。

私の今回の質問は、天間東小学校など、閉校後、再利用について、2番の空き家対策について。

あとは質問席から質問させていただきます。

それでは、1番の天間東小学校閉校後の校舎等の利用について。

来年3月閉校になる天間東小学校について、近隣にある史跡二ツ森貝塚の資料館として活用されると思いますが、グラウンド等については農業体験への利用などを考えているのか、お聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、町長となっております。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

農業体験については、町かだれ田舎体験協議会が、田舎のよさを気軽に楽しめるさまざまな体験メニューを用意しており、その中に、ニンニクの植えつけ、田植え、リンゴ、ジャガイモ、トマトなど、さまざまな野菜の収穫作業などがあります。また、会員農家への農家民泊の受け入れも行っているほか、田舎風交流施設、かだれ天間林には、申しあげた各種田舎体験と組み合わせて宿泊することもできます。今後も農業体験については、これら資源を有効的に活用してまいりたいと考えています。

御質問の天間東小学校については、二ツ森貝塚の資料館として、さらには、縄文の広場など、整備拡張を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） まず、冒頭の挨拶の中で、町長は、二ツ森貝塚の世界遺産は今年は見送られたということでもありますけれども、世界遺産に近づきつつあると思います。

そこで私は、農業体験ということではありますが、かだれ田舎体験は、今までいろいろな形の中で取り組んでおりますが、地域、また、それらにとっても、その農業体験の中で、グラウンドを使つての利用ということは、子供たちを含めた小学校、中学校、高校でもあるのだけれども、その校庭でキャンプをしたり、キャンプファイヤーをするなどの思い出深い体験を残すためにも、そして子供たちは、その体験が将来、身につく農業、イコール農業体験、世界遺産という形の中で取り組まれば、新しい形の中で、思い出深いものとして、ぜひこういうものが需要ではないかと思いますが、町長、その考えは。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 東小学校のグラウンドでのさまざまな体験ということではありますが、東小学校については、とにかくいわゆる世界遺産に向けた縄文の関連するいろいろな施設、あるいはまたメニュー、こういったものを考えております。校舎については、一部を、当然、資料館として使うと。そしてグラウンドについては、駐車場、それから、いわゆる縄文広場、縄文に係るいろいろな体験をやるということにしておりまして、

その中で、例えばキャンプファイヤーなり、果たしてこれから、今、世界遺産対策室でいろいろメニューを考えておりますけれども、そこまではいかないと思いますが、いずれにしても思い出深い体験ができるようないろいろなメニュー、これから検討して、実現をするようにしていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） そこで、一つ聞きたいのだけれども、私はこの前、閉校のとき、大分早く行って、学校をずっと、中も見てみました。非常に耐震性が、多分されているのではないかなと思いますが、そこについても質問して、そしてその中で、水道関係とか、料理する、そういうふうな生徒たちが今まで利用していたところとか、そういうのも非常に整備されているのだと。そして耐震性も、外から見た感じはあるのではないかなということ、やはり今までやっているのはもちろん大事ですけれども、やはり今、その子供たちと親たちが、こういうふうなグラウンドの広いところで、一晩、キャンプの中で、空を見ながら、そして夜を通して泊まるということは、非常に特に小学校の子供たちは、こういうのを体験することによって交流も深まるし、いじめ問題とか、いろいろなものの中で交流がなされて、そして三つ子の魂は死ぬまでというけれども、小さい子供に体験させるということ、そして地元の学校から発信していけば、非常に私は教育にもいいのではないかなと思うのだけれども、もう一度町長に、そういうことも含めて、やっぱりぜひ実施してもらいたいという私の意欲でありますので、また考えて、そして耐震性はどうなっているのかも聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） その前に、8番議員、通告している内容の中での集約した内容でお願いします。

町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

東小学校については、こういった資料館、いろいろ世界遺産に向けた動きが出ておりました、耐震補強しておりますし、大規模改修で、屋根の雨漏り等々ありました。それも全部整備をして、これは問題ないという状況です。

そして、グラウンドでありますけれども、いわゆる縄文広場、縄文の土器を、よくワラとかそういったものを集めてつくるそうではありますが、そういったものを焼かせたり、そして夜は、縄文人になったつもりで空を見上げて、その焼いた土器で水を飲むなり御飯を食べるなり、そういったものもよろしいかなというふうに考えておまして、今、その辺も含めた、今後に向けての検討は進めていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 今、町長がしゃべるとおり、そういうふうないろいろな形の中で、そういうふうな夜、火を燃やすというのは、非常に昔の人は、火があれば友達も要らない、火というのは人を二つ書いて重ねると火になるのだけれども、そういうふうなことで体験というのは大事ではないかなと思います。

それでは、2番にいきたいと思います。

天間東小学校のほかにも閉校されている学校があると思います。天間館中学校とか榎林中学校、また、西野小学校、それらについても、国体に向けたスポーツの施設として利用されないかということの質問でございますので、お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町内の閉校した小中学校で、現在、町が管理しているのは3校、3施設あります。この中で、旧天間館中学校と旧榎林中学校の校舎については、施設の老朽化、それから、耐震基準、これを満たしていないということから、体育館以外の利活用、これは非常に困難な状況ということでもあります。また、旧西野小中学校校舎、体育館、これについては、町のスポーツ少年団や地元町内会の活動等で利用されております。

これらの施設に宿泊機能を持たせるとなると、いわゆる建築基準法、それから、何よりも耐震補強しなければならない、相当かかります。それから、旅館業法、消防法、こういった基準を満たす施設改修や消防設備の設置など、いわゆる多額の費用、新築と同じぐらいの費用がかかってしまうということで、しかも一旦あるものをつくるとなると、非常に使い勝手がよくないということもあります。したがって、スポーツに関連する宿泊の希望があった場合には、ふれあいセンター、これを利用していただくということで対応していきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 私たちが見れば、そんなに簡単に壊れるようではないように見えるのだけれども、法律の中で、耐震性だとかいろいろなものがクリアされていないということで、これは致し方ないのかなと思います。これから国体に向けて、そういうふうなある施設のほうで頑張るということに聞こえました。

それでは、2番の空き家対策についてですが、人口減少に伴い、空き家が目立つようになってきました。町ではどの程度空き家があるかというのを状況把握しているのか。これについては、前にも岡村議員から一般質問で出ておりますが、私から再度また、今質問したわけです。よろしくをお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町では平成26年に、行政連絡員に対して、防災、防犯、それから定住促進等の観点から、空き家の情報提供を依頼し、翌平成27年に所有者情報等の台帳の整備を行いました。それ以後の台帳整備については、住民からの情報提供などをもとに、その都度、台帳の更新作業、これを行っております。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 今、町長の話の中では、ではどれくらいの数、どれくらいの件数があるのかというのをいまだに把握していないということに聞こえるのだけれども、やはり非常に雪が降ると空き家が目立って危険なところもあるし、使えるようなものも見えるのだけれども、その辺については。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 空き家の数ということですが、把握はしております。これは総務課長から報告させます。

○議長（田嶋輝雄君） 総務課長。

○総務課長（高坂信一君） お答えいたします。

行政連絡員に対しまして調査を依頼しまして、平成27年に台帳が完成しました。このときの空き家件数ですが、七戸地区134件、天間林地区95件、合わせて229件でございます。そして現在、平成30年11月現在で、七戸地区137件、天間林地区100件、合わせて237件の件数となっております。

以上でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） わかりました。ありがとうございます。

そこで、町では新しいアパートが少なく、住む人も大勢、私は住む人の活用ということであるのだけれども、不動産屋から聞いたら、非常に七戸にはアパートがないと。古いところには余り住みたがらないし、空き家があるのだけれども、比較的新しいところばかり求めるということで、非常に対応できないというのは不動産屋のお話なのだけれども、そこで私は、新築するアパートとなると、やっぱり坪当たり35万円、最低で20坪、今のアパートであれば700万円ぐらいかかるのだと。今、この中で300件近い、237件という今現在の空き家があるのだけれども、その中には、危険な箇所、非常に雪が降ると、いやいや隣がつぶれるのではないかとということも多分あると思います。これから雪が降ることによって、そういうのがだんだん目立ってくると思いますが、そこで、そういうふうな新築というのはなかなか簡単に個人でもできるものではないし、やろうと思っても、700万円のもとをとるといって、採算性のことを考えると、そこで、237件くらいあるものの中で、リフォームをして、そして100万円から150万円かけて立派な住宅ができるのだというふうな私は考えがあるのだけれども、それらについては、町のほうとしては、これは人口減少と、入る人があれば、また人口が増加するということもあるのだけれども、その辺については、町長は、今、そういうふうなものがいろいろテレビなどでも報道されているのだけれども、その辺については、人口増にするためにも必要だと思うのだけれども、その辺の意見をお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） 町では、平成27年に空き家等情報バンク、これを設置し、利用したい方への情報提供、これを行うことで、空き家の利活用を促進しております。

この制度は、空き家の所有者が、町が管理する情報バンクに空き家情報を登録していただき、その登録情報を町のホームページ等へ掲載することで、多くの方々に空き家情報を提供することができるというものであります。

これまで空き家登録のお知らせについては、町のホームページや広報誌への掲載、固定資産税納税通知書へチラシを同封するなど、登録物件の募集を呼びかけてきましたが、年間の登録件数は数件程度にとどまっているということでもあります。

この空き家等情報バンク制度は、空き家を有効に活用できる制度でありますので、今後、さらにその周知に努め、多くの方々に制度を利用していただけるように努めてまいりたいと。

アパートはいっぱいあるのでありますが、どうしてもやっぱり新しいものを求めると。今、結構新しいのが、今新築されておりますが、情報を聞くと、結構高いと。入居料金が6万円なり7万円というところもあると。ですから、かなり二の足を踏んでいる方も多いようでありますから、こういう制度を利用して、もし安価に改装できるのであれば、それは非常に人口減少対策にもなるというふうに思っております、制度の周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 私は、今しゃべるのは、町長の質問の後に、ちょっと早まって、新築とかアパートというのは、できているというのはまだよくわからないのだけれども、そういうような人口減少が進む中で、こうした空き家を利用したものの利用は、200件以上あるということでもありますので、これらは今後、今ここでああだこうだとしゃべっても進むわけではないのだけれども、そういうふうな新しいものをつくられているし、今後、リフォームして使えるものは、やれる中で、今、役場との対策の中で進めていければいいと思います。

次に、3番ですが、町の歴史や古民家に興味を持つ外国人が来町しているという、観光客向けの宿泊施設についての考えをお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 外国人の観光客が以前よりふえているというのは私も感じております。春のつつじまつりでは、盆栽に興味を持っている方も見られました。それから、旧山勇商店のひなまつり会場においても、外国人の来場者があったと聞いております。そういった中には、古民家に興味があるという方もいると思います。

ただ、今の状況では、町が古民家を宿泊施設として整備するということまでは至っていないと感じております。町として、ことしの6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法というのが新しくできまして、施行されました。それに伴って、民泊に関心のある方を対象に、セミナーというのを開催しました。古民家の所有者が観光客を宿泊できるようにしたいというお話があれば、その入り口として、民泊に関することや手続、そういった幾つかの助言ができると思っておりますので、相談をしていただきたいものだというふうに考え

ております。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 今、つつじまつり、そしていろいろな町のイベントの中にも外国人が来ているということですが、私は、そういうふうな依頼をされて、古民家がないですか、できればリフォームでもして使いたいという人がおったので、それには、私の知っている中で、あるところにヨーロッパのほうから有機農法を学ぶために何人か七戸の農家に来て、勉強して、また帰れば次の人が来るというようなこともあり、また、ある牧場に、ロシアの馬を、日本でたった7頭しかいない馬を数億円という金を出して買ってきて、それが非常に馬に興味のある人たち、また、外国からも時々来るというようなことも観光向けにやるのかどうか、私もちょっと話を聞いて、わからないのだけれども、そういうふうなことも見受けられるものですので、その中には、そのオーナーの人たちが、古民家があればいいということもあって、その観光を含めて、そういうふうな町で取り組んでいる方もおられますので、その辺については、今、町長が話されたように、前向きな姿勢でやるということが挨拶の中でありました。これは今後、これからどういうふうに、役場のほうともまた聞いて、相手もあれば、ぜひ相談に乗っていただければと思いますが、そこについてはいいです、これで。

空き家対策のこういうふうな全体を見た民間からのプロジェクトというか、そういうふうなものにチームをつくって、本当はNPO法人とかいろいろなものの中で、こういうふうな関心のある人たちがやればいいと思うのだけれども、それについては町の考えはどうでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まちづくり団体や地域づくり協議会、そういったような自主的かつ自立的なまちづくり組織が結成され、組織の規約や目的、さらには取り組む内容等が明確になった時点で、町として講ずることができる支援等、いわゆる公費の助成ということになりますので、やっぱりある程度はつきりしないと助成はできないのですが、それらがちゃんとした時点では、いろいろな支援をします。いわゆるプロジェクトなるものも、その時点ではやっぱり推進していくべきだと思いますが、だんだんだんだんそういう機運も出てきているような状況も見受けられます。今後については、いろいろ検討を加えながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） これらを踏まえて、スタート時点ですので、町長の返事も前向きという形の中でとらえて、相手もあることだし、町の情報も得ながら、今後、私もともにそういう人たちと町の発展のために頑張っていかなければならないと思いますので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、8番議員瀬川左一君の質問を終わります。

それでは、通告第4号、5番議員岡村茂雄君は、一問一答方式による一般質問です。

岡村茂雄君の発言を許します。

○5番（岡村茂雄君） 私は今回、小中学校におけるいじめ対策についての質問を通告しておりますが、いじめという行為は、私たちが小中学校のころと違って、場合によっては子供がみずから命を絶つなど、深刻な事態に至ることがあることから、大きな社会問題になっています。しかし、いつ、どこで起きても不思議はないと言われる、そのところに対応の難しさがあると思います。

青森市の女子中学生の自殺問題は、2年間も報道され続けましたが、あれを見ていて、非常にやりきれないものを感じました。

いじめからこのような事態が起こらないようにするためにも、町の対策について質問します。

以後、質問者席から質問させていただきます。

最初に、学校でのいじめ件数がふえていることに関して質問いたします。

私たちが子供のころのいじめ問題は、今ほどのような深刻な意識は薄かったように思います。暴力行為はいじめと言われましたが、金品の要求などは犯罪行為で、それ以外は日常的ないざごさのような感覚で受けとめていたような気がします。

しかし、子供の自殺やけが、不登校などにいじめが起因していることが問題視されるようになってきたので、いじめ防止対策推進法が制定され、その行為の内容が具体的に示されました。さらに、相手に少しでも不快感を与えるような行為がほとんどいじめ行為とされたことで、全国的にいじめ件数が増加していることが報道されています。

そのことに伴って、当町でも件数がふえていると聞きます。幸いにも、当町では重大事態は起きていませんが、どのような行為がふえているのか。また、重大事態に至るような行為はふえていないのか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、教育長となっております。

教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

当町におけるいじめの認知件数については、いじめ防止基本方針に定めるいじめの定義が改正されたことにより、増加しております。これは、どんな些細な事案も見逃さず、いじめととらえることになったことが増加の要因であります。

いじめ行為の内容を見ますと、重大事態に至るようないじめ行為はありませんが、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌な言葉といった行為が最も多く、そのほか、仲間外れ、集団による無視や、ものを隠されたり盗まれたり、ものの損壊、破棄といったような行為も多い状況にあります。どの行為も前年度と比べ突出した差がなく推移しております。

いずれにいたしましても、重大事態に至るようないじめ行為はない状況であります。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 重大事態に至るようないじめはないということで、ちょっと安心

しておりますけれども、何でも今、いじめになるということなのですが、例えばけんかというもののなのですが、私らであれば、けんかというのは両方に言い分があるから、対等なトラブルみたいな気がしますけれども、それもいじめというふうに考えられるのでしょうか。お互いがそれなりの理由があって、それがトラブルになれば。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お互いのトラブルもいじめになります。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 何でもいじめになるということですがけれども、わかりました。動向がわかりました、いじめの件数がふえていると。

次に、対策のほうにいきますけれども、組織に関してですが、いじめ対策といえば、特定の子供に対して、集団なり個人が継続的に行うような行為、いわゆる重大事態につながるような行為を防止することを思い浮かべがちですが、今ほどありましたが、大人から見れば些細なようなことでも、重大事態になる場合があるということに、いじめ問題の深刻さを感じます。

そこには、核家族や子育て問題、地域コミュニティの疎遠化、また、人の目を気にすることから、思ったことを言わない、言えない、あるいは言うことを避けようとする、日本特有と言われますが、同調圧力という風習など、子供が人間関係を学ぶ機会が少なくなっていることが大きく影響しているのではないかと思います。

しかし、いじめの多くが学校という集団生活の中で起きていることから、学校の対応が求められていますが、手の回らないところで深刻化することや、些細な出来事から重大事態に発展することが指摘され、きめ細やかな対応が求められています。また、いじめはインターネット上にも広がり、学校の対応に限界があるとも言われています。

このような、子供から目を離せないような問題に、先ほどありましたのですが、保護者とのコミュニケーションといいますか、その辺がちょっと指摘もされておりましたのですが、学校の勤務時間などを考えますと、職員の数とか時間的に、現状では十分な対応ができていていると考えているのか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

学校では、いじめを認知したときは、職員1人だけで対応するのではなく、教職員全員がチームとなって対処しているため、限られた職員数、あるいは時間の中で、最善の対処をしているものと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） この件は先ほどの盛田議員のほうの答えで大体わかりました。

次に、いじめ問題は命の危険、人格の形成や成長過程への影響など、子供の将来にはかり知れない陰を落とすことが問題視されています。それは、被害者、加害者となる子供双方に言えることではないでしょうか。

そのような事態を防止するためには、学校だけでなく、保護者や地域、専門機関や有識者などが連携した対策を実践することが欠かせないと思います。

町には、いじめ防止のために、学校いじめ防止対策委員会と七戸町いじめ問題対策審議会が設置されていますが、その構成員と活動状況についてお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

小中学校における学校いじめ防止対策委員会は、校長を中心に、教職員、PTA等の関係者で組織をしており、いじめに関する教育指導方針の検討や、いじめが発生したときの対処方針の検討など、学校が組織として行動するための会議として設置されています。

七戸町いじめ問題対策審議会は、いじめと疑われる行為により重大事態が発生した場合に、重大事態について調査、審議する会議として設置しており、現在、学校OB、PTA、学識経験者など、5名の委員を委嘱しております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 二つの組織があるようでございますけれども、その中でも、学校いじめ防止対策委員会は、聞きますと、先生が中心で、個々の事案への対応が主なようでございますか、現場の先生は授業を持ちながらの対応で、どうしても負担が大きくなると思います。

そこで、そういう対策会議とかというような会議型のいじめ問題の対処だけでなく、学校として、例えば授業にいじめ防止に関する内容を組み込むなど、子供にじっくりと向き合った対策は出来ないのか、お聞きします。

ここにありますが、11月16日の東奥日報紙に掲載された「わたしたちの授業」という記事があります。簡単に紹介しますと、中学校の社会科の先生が、授業で自由と平等という二つの人権を学ぶことに力を入れています。それは、歴史を学ぶことは、人権や民主主義の成り立ちを学ぶことができるという考えからです。また、先ほども言いましたが、日本特有の風習と言われる同調圧力や、なぜという疑問を持つことも教えています。そして、人間関係に悩む中学生が、みんなと一緒になくていい、一人一人が違って当たり前ということをわかってほしいと強調しています。特にみんなと一緒にないということから生じる同調圧力はストレスを抱えることにつながることから、トラブルなどの面倒くさいことには関係したくないという心理が働き、人間関係が疎遠になることが考えられます。そのようなことは、いじめ対策にも影響を及ぼすこととなりますので、真に子供のことを考えた対策が大事なことだと思いますが、どのように考えているのか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

小中学校においては、これまで教科外活動として道徳の授業を行っておりましたが、平成27年、学習指導要領の改正により、特別の教科、道徳として教科化されております。この授業は、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳

心を培うこと、健やかな心身を養うことを目的としていますので、いじめ防止の観点から見ても必要に応じて取り入れるべき重要なものであると考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 道徳とか、そういう授業も出てきているようではけれども、いじめと申しますと、どうしても個々の事案対応というのが優先されますので、ふだんから日常的にこういうじっくりした対応をとることが非常に大事だなど思っております。

何年か前になりますが、世田谷区ですか、あそこの中学校で、いじめ防止対策のプロジェクトみたいなものを取り組んだ事例が何年か前にあったのですけれども、それはいじめと人間関係というものは、自尊心を持ってないで、他人の気持ちも尊重できない、そういうあれがあると、そういう観点から対策を講じたわけなのですが、それが後ほど発表されて、非常に生徒の気持ちが変わったということで、好評を得ておりますので、ぜひともそういう方向づけができればいいのではないかなと思っております。

次のほうに移ります。

いじめが重大事態に至らないための対策についてでございますが、いじめ対策の組織として、学校では先生を中心に、町では諮問機能的な組織が設置されております。それぞれに関係者の連携体制が組まれております。また、町のいじめ防止基本方針でも、具体的な対応まで示して、万全を期しています。

しかし、いじめ事案への対応となれば、どうしても学校が中心になると思います。子供への対応のほかに、保護者等への対応や、町への報告など、相当な業務量になると思います。

子供同士のトラブルは、ある意味では、その成長過程で必要とも考えますが、その中で人間関係を学ばなければならないと思います。それをどのように教えるかについては、特に保護者との連携が重要になってくると思います。そして、そのことが、いじめが重大事態に至らないことにつながっていくのかと考えています。

核家族化などで子育てに悩む親も多いのではないかと思います。町のいじめ防止基本方針に、子供の教育については、保護者に第一義的責任があることを認識して、家庭環境や親子関係が子供の豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、日ごろの生活の中から育むとありますが、これはとても大事なことと思いませんか。そのような環境づくりのために、実践的な活動をしている方を招いて話し合うとか、地域とのかかわりについて考え合うとか、そういうようなことを継続していけば、子育て支援という観点からも、いじめ防止につながっていくのではないかと思います。そのような対策についてはどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

子供の教育については、保護者に第一義的責任があるということは言うまでもないことであります。そのことを念頭に据え、教育委員会として、いじめを防止する対策を行って

いかなければならないと考えているところであります。

町のいじめ防止基本方針にも、保護者に対する啓蒙活動、地域との連携強化など、取り組む事項として定めております。この基本方針に基づき、御提言を糧としながら、今後、対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 今回の質問は、学校との協議とか点検も出てきますし、また、個々の具体的なことになれば、非常に複雑なものですから、今回は総括的な教育長の考えとして伺いました。機会があれば、さらによりいい方向にいけないものか、また議論してみたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、5番議員岡村茂雄君の質問を終わります。

○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会します。

明日の本会議は午前10時から再開します。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時53分